内閣は、長期優良住宅の普及の促進に関する法 (平成二十年法律第八十七号) 第二条第三項各 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施

(住宅の構造耐力上主要な部分)

を制定する。

号及び第六項ただし書の規定に基づき、この政令

他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その とする。 は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの 載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又 ものをいう。)で、当該住宅の自重若しくは積 又は横架材(はり、けたその他これらに類する ものは、住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋 宅の構造耐力上主要な部分として政令で定める (以下「法」という。)第二条第三項第一号の住一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

(住宅の雨水の浸入を防止する部分)

第二条 法第二条第三項第二号の住宅の雨水の浸 設ける戸、枠その他の建具とする。 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に 入を防止する部分として政令で定めるものは、 (住宅の給水又は排水の設備) 法第二条第三項第三号の住宅の給水又は

る給水又は排水のための配管設備とする。 排水の設備で政令で定めるものは、住宅に設け

第四条 法第二条第六項ただし書の政令で定める ある住宅とする。 可を必要とするものを除く。)以外の建築物で く命令及び条例の規定により都道府県知事の許は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づ 掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又 の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に定により建築主事又は建築副主事を置く市町村 百一号)第九十七条の二第一項又は第二項の規 住宅のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二 (都道府県知事が所管行政庁となる住宅) 1 る近隣商業地域又は商業地域

2 く特別区の区域内のものは、 二項の規定により建築主事又は建築副主事を置 のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五 次に掲げる住宅と

年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号 .規定する延べ面積をいう。) が一万平方メ

トルを超える住宅

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変 処理することとされた場合における当該住宅 規定により当該許可に関する事務を特別区が 十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の る住宅(地方自治法(昭和二十二年法律第六 び条例の規定により都知事の許可を必要とす 更に関して、法律並びにこれに基づく命令及

規模) (容積率の特例の対象となる住宅の敷地面積の

|第五条 法第十八条第一項の政令で定める規模 に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とす は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分 る。

地域、工業地域又は工業専用地域 第二種住居地域、準住居地域、準工業 る第一種中高層住居専用地域、第二種 層住居専用地域、第二種低層住居専用 第八条第一項第一号に掲げる第一種低 都市計画法第八条第一項第一号に掲げ |中高層住居専用地域、第一種住居地域 都市計画法第八条第一項第一号に掲げ五〇〇 地域若しくは田園住居地域又は同号に 地域又は区域 規定する用途地域の指定のない区域 |都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 00 平方メー 0) 敷地面積 単位 i シ 規模 0

附 則 抄

(施行期日)

月四日)から施行する。 この政令は、法の施行の日 (平成二十一年六

二附号 訓 則 (令和三年一〇月四日政令第二八

二十日)から施行する。 年法律第四十八号)の施行の日(令和四年二月 環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進 に関する法律等の一部を改正する法律(令和三 この政令は、住宅の質の向上及び円滑な取引

三号) (令和五年九月二九日政令第二九

るための改革の推進を図るための関係法律の整 備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定 この政令は、地域の自主性及び自立性を高め

の施行の日 (令和六年四月一日) から施行す

る。